

令和6年度

那覇市における障害者（児）虐待の現状 及び障害者差別解消法について

令和7年1月29日(水)

那覇市役所 障がい福祉課 相談グループ

1. 那覇市が受理した障害者虐待通報件数の推移
2. 施設・事業所内における障害者虐待防止に向けた取り組みについて
3. 障害者差別解消法について

《 障がい者の権利擁護に関わる法整備 》

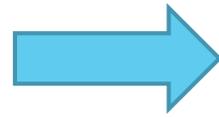
- 1993年 障害者基本法公布(同年施行)
- 2004年 改正障害者基本法公布(同年施行)
・・差別の禁止
- 2005年 障害者自立支援法公布(2006年施行)
- 2006年 障害者権利条約採択
- 2007年 障害者権利条約署名
- 2011年 改正障害者基本法公布(同年施行)
・・障害者の定義の拡大と合理的配慮の概念
- 障害者虐待防止法公布(2012年施行)**
- 2012年 障害者総合支援法公布(2013年施行)
- 2013年 **障害者差別解消法公布(2016年施行)**
- 2014年 障害者権利条約批准
- 2016年 改正障害者総合支援法公布(2018年施行)
- 2021年 **改正障害者差別解消法公布(2024年施行)**
・・事業所による合理的配慮の提供義務化

国内法の整備

《 障害者虐待防止法について 》

○ 法の目的は？

障害者虐待の防止
養護者への支援



障がい者の権利利益の養護

○ 「障害者虐待」の定義は？

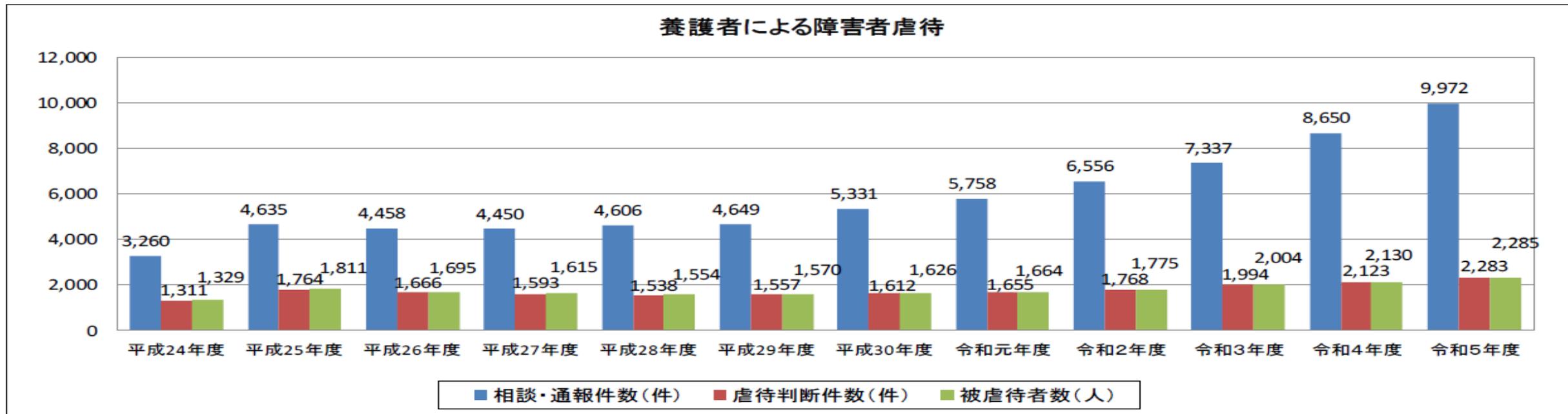
- (1) 養護者による障害者虐待
- (2) 障害者福祉施設従事者等による障害者虐待
- (3) 使用者による障害者虐待

※就労継続支援A型の従事者による虐待は、(2)、(3)の両方に該当

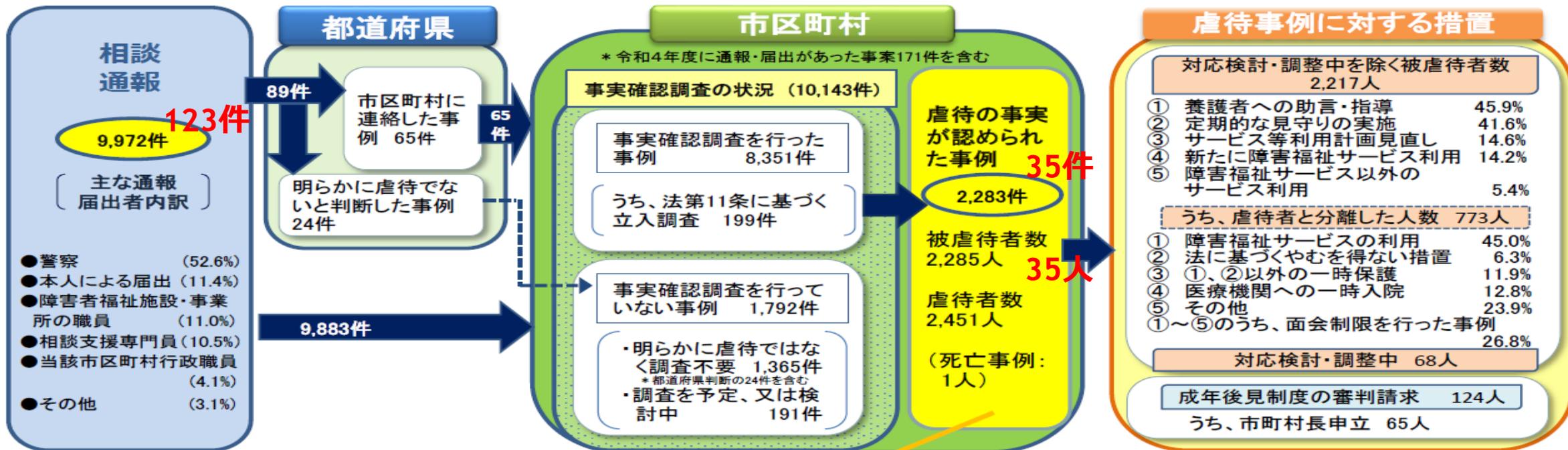
1. 障害者虐待対応状況調査<養護者による障害者虐待> 経年グラフ

- ・令和5年度の養護者による障害者虐待の相談・通報件数は9,972件であり、令和4年度から1,322件(15.3%)増加。
- ・令和5年度の虐待判断件数は2,283件であり、令和4年度から160件(7.5%)増加。
- ・令和5年度の被虐待者数は2,285人であり、令和4年度から155人(7.3%)増加。

養護者	平成							令和				
	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
相談・通報件数(件)	3,260	4,635	4,458	4,450	4,606	4,649	5,331	5,758	6,556	7,337	8,650	9,972
虐待判断件数(件)	1,311	1,764	1,666	1,593	1,538	1,557	1,612	1,655	1,768	1,994	2,123	2,283
被虐待者数(人)	1,329	1,811	1,695	1,615	1,554	1,570	1,626	1,664	1,775	2,004	2,130	2,285



* 平成24年度は下半期のみのデータ



虐待者(2,451人)

- 性別
男性 (62.2%)、女性 (37.7%)
- 年齢
60歳以上 (39.8%)、50～59歳 (27.7%)
40～49歳 (15.6%)
- 続柄
母 (24.8%)、父 (23.7%)、夫 (16.1%)
兄弟 (11.2%)、その他 (9.8%)

虐待行為の類型 (複数回答)

身体的虐待	性的虐待	心理的虐待	放棄、放置	経済的虐待
67.5%	2.3%	32.0%	11.2%	16.5%

48.8% 4.7% 27.9% 7.0% 11.6%

市区町村職員が判断した虐待の発生要因や状況 (複数回答)

家庭における被虐待者と虐待者の人間関係	43.0%
虐待者が虐待と認識していない	41.3%
虐待者の知識や情報の不足	23.7%
被虐待者の介護度や支援度の高さ	23.3%
虐待者の介護疲れ	23.3%
虐待者の介護等に関する強い不安や悩み・介護ストレス	17.5%
虐待者の障害、精神疾患や強い抑うつ状態	16.2%

被虐待者(2,285人)

- 性別 男性 (36.1%)、女性 (63.9%) ※性別不明: 1名
 - 年齢
50～59歳 (24.2%)、20～29歳 (22.5%)
40～49歳 (19.3%)
 - 障害種別 (重複障害あり)
- | 身体障害 | 知的障害 | 精神障害 | 発達障害 | 難病等 |
|-------|-------|-------|------|------|
| 16.8% | 45.7% | 44.4% | 3.5% | 2.1% |
- 障害支援区分のある者 (50.0%)
 - 行動障害がある者 (27.0%)
 - 虐待者と同居 (84.5%)
 - 世帯構成
両親 (13.5%)、その他 (13.2%)、配偶者 (12.6%)、
両親・兄弟姉妹 (11.9%)、単身 (9.1%)、母 (9.3%)

《那覇市が受理した養護者による障害者虐待通報件数の推移》

	R2	R3	R4	R5	R6 (R7. 1. 15時点)
通報・相談・届出件数	19	19	20	34	22
虐待認定件数	4 (21.1%)	5 (26.3%)	7 (35.0%)	10 (29.4%)	6 (27.3%)

※通報・相談・届出と事実確認調査が年度をまたぐ場合は、事実確認調査を行った年度に計上。

【令和5年度 詳細】

○ 被虐待者数 34人

○ 通報者（多い順）

・警察 6件

・医療機関 6件

・相談支援専門員 5件

・施設、事業所職員 4件

・那覇市職員 3件

・本人、家族、**近隣住人** 各2件

・介護保険サービス事業者、**県運営適正化委員会、成年後見人、ハローワーク** 各1件

○ 虐待行為の種類（重複あり）

- ・身体的虐待 4件（36.3%）
- ・心理的虐待 4件（36.3%）
- ・経済的虐待 3件（27.2%）
- ・放棄放置 0件
- ・性的虐待 0件

○ 被虐待者について
性別)

- ・男性 4人（40.0%）
- ・女性 6人（60.0%）

障害種別）（重複あり）

- ・身体障害 3人（27.3%）
- ・知的障害 3人（27.3%）
- ・精神障害 4人（36.4%）
- ・発達障害 1人（9.0%）
- ・難病等 0人

○ 発生要因（重複あり）

- ・虐待者の介護疲れ 2件
- ・虐待者の知識や情報の不足 7件
- ・虐待者が虐待と認識していない 8件
- ・虐待者の経済的困窮 1件
- ・被虐待者の介護度や支援度の高さ 3件
- ・被虐待者の行動障害 1件
- ・家庭における被虐待者と虐待者の虐待発生までの人間関係 3件

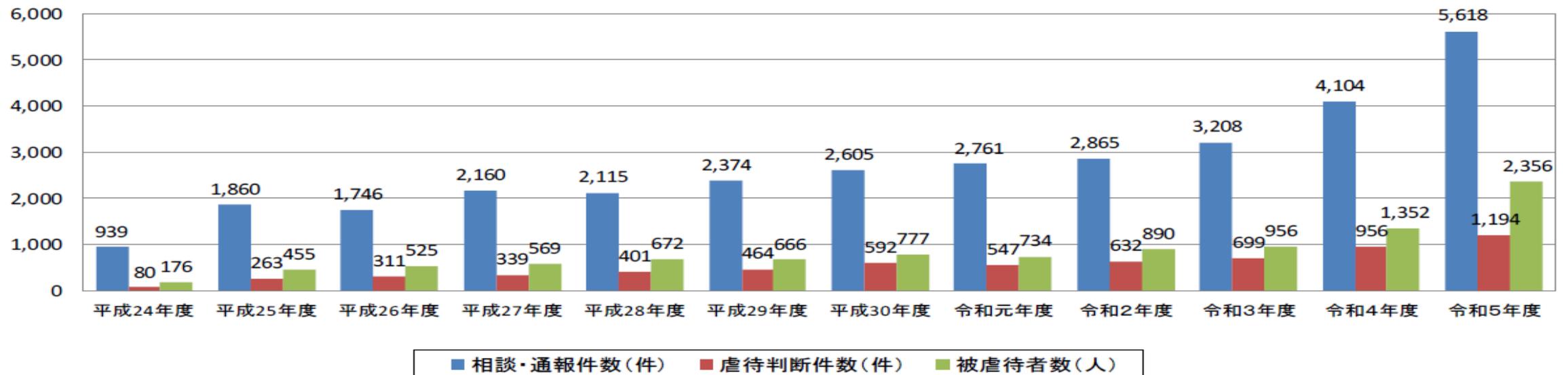
2. 障害者虐待対応状況調査<障害者福祉施設従事者等による障害者虐待> 経年グラフ

- ・令和5年度の障害者福祉施設従事者等による障害者虐待の相談・通報件数は5,618件であり、令和4年度から1,514件(36.9%)増加。
- ・令和5年度の虐待判断件数は1,194件であり、令和4年度から238件(24.9%)増加。
- ・令和5年度の被虐待者数は2,356人であり、令和4年度から1,004人(74.3%)増加。

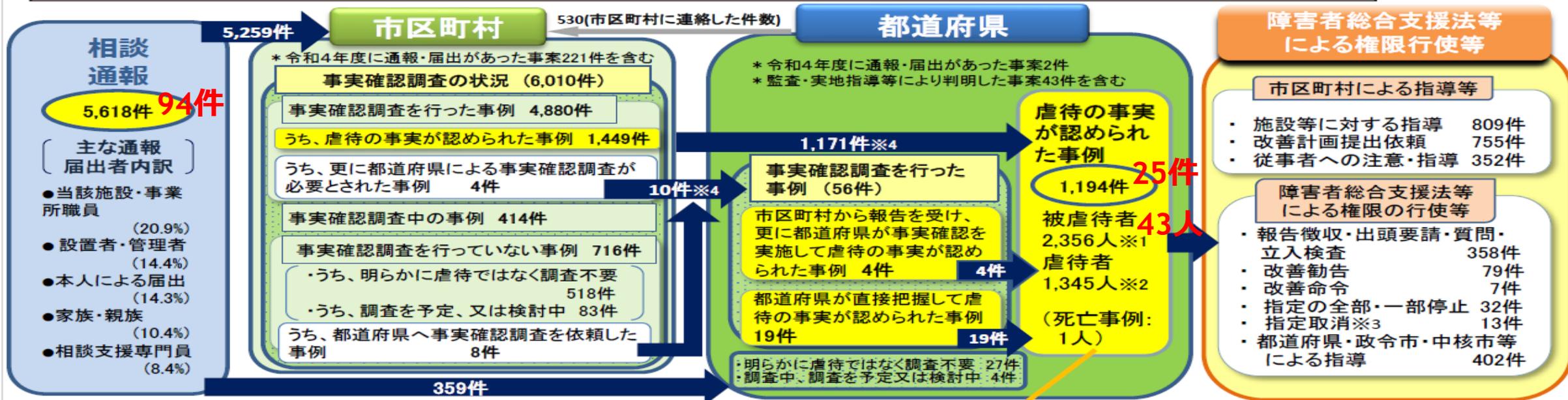
障害者福祉施設従事者等	平成							令和				
	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
相談・通報件数(件)	939	1,860	1,746	2,160	2,115	2,374	2,605	2,761	2,865	3,208	4,104	5,618
虐待判断件数(件)	80	263	311	339	401	464	592	547	632	699	956	1,194
被虐待者数*(人)	176	455	525	569	672	666	777	734	890	956	1,352	2,356

*被虐待者が特定できなかった事例を除く

障害者福祉施設従事者等による障害者虐待



* 平成24年度は下半期のみデータ



虐待者 (1,345人) ※2

- 性別
男性 (68.3%)、女性 (31.7%)
- 年齢
60歳以上 (18.8%)、50～59歳 (17.4%)、30～39歳 (16.1%)
- 職種
生活支援員 (41.8%)、管理者 (10.9%)、世話人 (10.1%)、サービス管理責任者 (6.8%)、その他従事者 (6.1%)

虐待行為の類型 (複数回答)

身体的虐待	性的虐待	心理的虐待	放棄、放置	経済的虐待
51.9%	11.0%	48.0%	6.9%	8.1%
39.4%	9.1%	42.4%	3.0%	6.1%

障害者虐待が認められた事業所種別

事業所種別	件数	構成割合
障害者支援施設	7件	24.4%
居宅介護	27	2.3%
車庫訪問介護	9	0.8%
同行介護	2	0.2%
行動援護	2	0.2%
療養介護	18	1.5%
生活介護	152	12.7%
短期入所	31	2.6%
自立訓練	7	0.6%
就労移行支援	9	0.8%
就労継続支援A型	46	3.9%
就労継続支援B型	124	10.4%
共同生活援助	338	28.3%
一般相談支援事業及び特定相談支援事業	6	0.5%
移動支援	5	0.4%
地域活動支援センター	3	0.3%
児童発達支援	24	2.0%
放課後等デイサービス	146	12.2%
保育所等訪問支援	1	0.1%
合計	1,194	100.0%

被虐待者 (2,356人) ※1

- 性別
男性 (66.6%)、女性 (33.4%)
- 年齢
20～29歳 (20.4%)、50～59歳 (17.9%)、30～39歳 (16.8%)、40～49歳 (16.8%)
- 障害種別 (重複障害あり)

身体障害	知的障害	精神障害	発達障害	難病等
18.8%	74.3%	18.9%	3.4%	0.8%
22.0%	66.0%	12.0%	0.0%	0.0%

- 障害支援区分のある者 (79.3%)
- 行動障害がある者 (48.0%)

市区町村等職員が判断した虐待の発生要因 (複数回答)

教育・知識・介護技術等に関する問題	65.4%
職員のストレスや感情コントロールの問題	55.6%
倫理観や理念の欠如	54.6%
虐待を助長する組織風土や職員間の関係性の悪さ	26.9%
人員不足や人員配置の問題及び関連する多忙さ	27.3%

※1 不特定多数の利用者に対する虐待のため被虐待障害者が特定できなかった等の27件を除く1,167件が対象。
 ※2 施設全体による虐待のため虐待者が特定できなかった47件を除く1,147件が対象。
 ※3 指定取消は、虐待行為のほか人員配置基準違反や不正請求等の違反行為等を理由として行ったもの。
 ※4 同じ事例で、複数の市区町村が報告した事例等があるため一致しない。

《那覇市が受理した障害者福祉施設従事者等による障害者虐待通報件数の推移》

	R2	R3	R4	R5	R6 (R7.1.15現在)
通報・相談・届出件数	4	3	10	16	16
虐待認定件数	1 (25.0%)	1 (33.3%)	7 (70.0%)	4 (25.0%)	5 (31.3%)

※通報・相談・届出と事実確認調査が年度をまたぐ場合は、事実確認調査を行った年度に計上。

【令和5年度 詳細】

○ 被虐待者数 10人

○ 通報者（多い順）

- ・ **当該施設・事業所職員** 4件
- ・ **医療機関、通行人** 各1件
- ・ 本人、相談支援専門員、行政職員 各2件
- ・ 当該施設以外の利用施設、事業所 4件

○ 虐待行為の種類（重複あり）

- ・身体的虐待 4件（50.0%）
- ・心理的虐待 3件（37.5%）
- ・経済的虐待 0件
- ・放棄放置 1件（12.5%）
- ・性的虐待 0件

○ 被虐待者について
性別)

- ・男性 4人（40.0%）
- ・女性 6人（60.0%）

障害種別）（重複あり）

- ・身体障害 4人（36.4%）
- ・知的障害 7人（63.6%）
- ・精神障害 0人
- ・発達障害 0人
- ・難病等 0人

○ 障害者虐待と認定された事業所種別

- ・障害者支援施設 1件（25.0%）
- ・生活介護 1件（25.0%）
- ・就労継続支援B型 1件（25.0%）
- ・放課後等デイサービス 1件（25.0%）

◀ 施設・事業所内における障害者虐待防止に向けた取り組みについて ▶

個人レベル

- 障害者に対する虐待の禁止(第3条)
- 国民の責務(第5条)
- 障害者虐待の早期発見等(第6条)

組織レベル

- 障害者福祉施設従事者等による障害者虐待の防止等のための措置(第15条)
- 障害者福祉施設従事者等による障害者虐待に係る通報等(第16条)

○ 身体的虐待(法第2条第7項第1号)

障害者の身体に外傷が生じ、若しくは生じるおそれのある暴行を加え、又は正当な理由なく障害者の身体を拘束すること。

【令和3年度～障害福祉サービス等報酬改定】

①記録の整備 + ②研修の実施、③指針の作成、④身体拘束適正化委員会の開催

※不備があると、身体拘束廃止未実施減算の対象となる

○ 性的虐待(法第2条第7項第2号)

障害者にわいせつな行為をすること又は障害者をしてわいせつな行為をさせること。
人目に付きにくい場所を選んで行われることや、本人や家族が人に知られたくない、二次被害への恐れから告訴・告発、周囲への相談・通報に至らず、実態が潜在化しやすい。

① 性被害の発生要因を理解する

② 性的虐待の事例を施設・事業所内で共有、検討をする

→ 何が性的虐待にあたるのか、不適切な対応にあたるのか、職員間で共通認識をもち、日常の支援に性的虐待のリスクはないか考えることが予防につながる。

○ 心理的虐待(法第2条第7項第3号)

障害者に対する著しい暴言、著しく拒絶的な対応又は**不当な差別的言動**その他の障害者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

○ 放棄・放置(ネグレクト)(法第2条第7項第4号)

障害者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置、**他の利用者による身体的虐待、性的虐待、心理的虐待に掲げる行為と同様の行為の放置**その他の障害者を養護すべき職務上の義務を著しく怠ること。

○ 経済的虐待(法第2条第7項第5号)

本人の同意(表面上は同意しているように見えても、本心からの同意かどうかを見極める必要がある。以下同様)なしに財産や金銭を使用し、本人の希望する金銭の使用を理由なく制限すること。

※ 経済的虐待の場合、「障害者福祉施設従事者等による障害者虐待」ではなく、「養護者」定義上、「養護者による障害者虐待」と判断される可能性がある。

(養護者の定義)

障害者を現に養護する者であって障害者福祉施設従事者等及び使用者以外の者
= 金銭の管理等を行っている障害者の家族、親族、同居人等が該当する。また同居していなくても、現に身の世話をしている親族・知人等が養護者に該当する場合がある。

- ① 施設・事業所において利用者の金銭を管理する場合、金銭管理規程や管理簿等が整備されているか。
- ② 成年後見制度の利用を検討しているか。
- ③ 本人以外の者が金銭管理をしている場合、施設利用料、医療費の滞納等が続き、養護者による経済的虐待のおそれはないか。

施設・事業所に求められる運営規程上の措置

- (1) 虐待の防止に関する担当者(以前は責任者)の選定 ※ 令和4年度より義務化
複数事業所があり、虐待防止責任者が複数名配置されている場合は各事業所間、責任者間で虐待への認識の相違が起きないように、相互確認を行ったり、複数名で同一現場を確認し、基準を統一することが重要。
- (2) 成年後見制度の利用支援
- (3) 苦情解決体制の整備
- (4) 従業者に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修の実施
 - ①管理職を含めた職員全体を対象にした虐待防止や人権意識を高めるための研修
 - ②職員のメンタルヘルスのための研修怒りの感情への対処法を身につけるための研修
 - ③障害特性を理解し適切に支援が出来るような知識と技術を獲得するための研修
 - ④事例検討 等

(5) 虐待防止委員会の設置

【目的】

虐待の防止のための対策について、事業所全体で情報共有し、今後の未然防止、再発防止につなげるためのものであり、決して従業者の懲罰を目的としたものではないことに留意。

【役割】

- ・虐待防止のための計画づくり(虐待防止の研修、労働環境・条件を確認・改善するための実施計画づくり、指針の作成)
- ・虐待防止のチェックとモニタリング(虐待が起こりやすい職場環境の確認等)
- ・虐待発生後の検証と再発防止策の検討(虐待やその疑いが生じた場合、事案検証の上、再発防止策を検討、実行)

【構成員】

専任の虐待防止担当者、利用者やその家族、専門的な知見のある外部の第三者等

【規模】

法人単位での設置も可

【頻度】

- ・少なくとも1年に1回は開催
- ・身体拘束等適正化委員会と一体的に設置・運営することも可

《 障害者差別解消法について 》

- 法の目的は？
 - ・ 障害者基本法第4条の差別の禁止を具体化するもの
 - ・ 障がいのある方もない方も、互いにその人らしさを認め合いながら、共生する社会の実現につなげること
- 内容

	行政機関等	事業者
不当な差別的取り扱い	禁止	禁止
合理的配慮の提供	義務	努力義務⇒義務 (令和6年4月より)
環境の整備	努力義務	努力義務

	R3	R4	R5
相談件数 (那覇市障がい福祉課・委託相談支援事業所合計)	7	5	2

○分野

令和3年度) 雇用2件、 不動産取引1件、 サービス提供・商品販売1件、 障害福祉サービス1件、 その他2件

令和4年度) 雇用2件、 不動産取引1件、 サービス提供・商品販売1件、 教育1件

令和5年度) 公共交通機関1件 、 障害福祉サービス事業者1件

○相談者について

令和3年度) 本人6件、 家族1件

令和4年度) 本人2件、 家族3件

令和5年度) 本人2件

○障害種別 (重複あり)

令和3年度) 身体障害1件、 知的障害1件、 精神障害6件

令和4年度) 身体障害2件、 知的障害1件、 精神障害2件 発達障害2件

令和5年度) 精神障害2件、 発達障害2件

○ 事業所に求められること

(1) 研修の開催

障がい者に対して適切に対応し、また障がい者等からの相談に的確に対応するために、法令や障がいに関する理解を促進すること

(2) 相談体制の整備

障がい者等から相談を受けたときに対応する相談窓口(担当者)を決めておく＝組織的に対応

参考：障害を理由とする差別の解消の推進 相談対応ケーススタディ集

- 内閣府では令和4年度調査研究事業において、有識者等による検討会での議論の下、国や地方公共団体の相談窓口等担当者が相談対応業務を行うに当たり、障害者差別解消法や基本方針に沿った事案の分析・対応の検討を行う際の参考資料として、令和4年度に「相談対応ケーススタディ集」を作成。
- 本ケーススタディ集では、「不当な差別的取扱い」及び「合理的配慮の提供」の法定判断の検討プロセスをフロー形式で示しつつ、法の考え方等を解説。あわせて、具体的なケースを10件（いずれも架空の場面設定）用意し、各ケースをフローに沿って検討・解説を行っている。
- 相談窓口等担当者だけでなく、障害者や事業者が法の考え方の理解を深めるための参考資料としても活用可能。



内閣府
令和5年(2023年)5月

【ケーススタディ集】 <https://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/jirei/case-study.html>

参考：障害を理由とする差別の解消の推進に関するその他の参考資料

- 障害者の差別解消に向けた理解促進ポータルサイト

<https://shougaisha-sabetukaishou.go.jp/>

- 障害者差別解消に関する事例データベース

<https://jireidb.shougaisha-sabetukaishou.go.jp>

- 行政機関等や事業者が障害者に対して行うこととされる「合理的配慮の提供」や「不当な差別的取扱いの禁止」など、障害者差別解消法に定められている事項について解説したポータルサイトを令和4年3月に公開。令和5年5月には同サイト上で参考事例を障害種別等で検索できる「障害者差別解消に関する事例データベース」も公開。



- 合理的配慮の提供等事例集

<https://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/jirei/example.html>

- 関係省庁や地方公共団体等から収集した事例等を基に障害種別や場面ごとに整理した事例集を、令和5年4月に改訂。



- 事業分野相談窓口（対応指針関係）

https://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/sabekai/pdf/soudan/taiou_shishin.pdf

- 各主務大臣が所掌する分野及び当該分野に対応する相談窓口を整理した相談窓口一覧表を令和5年5月に公開。

分野	相談窓口	対応指針
農林業	農林水産省 農林業相談窓口	農林業相談指針
	農林水産省 農林業相談窓口	農林業相談指針
製造業	経済産業省 製造業相談窓口	製造業相談指針
	経済産業省 製造業相談窓口	製造業相談指針
建設業	国土交通省 建設業相談窓口	建設業相談指針
	国土交通省 建設業相談窓口	建設業相談指針
サービス業	厚生労働省 サービス業相談窓口	サービス業相談指針
	厚生労働省 サービス業相談窓口	サービス業相談指針
教育・文化・スポーツ	文部科学省 教育・文化・スポーツ相談窓口	教育・文化・スポーツ相談指針
	文部科学省 教育・文化・スポーツ相談窓口	教育・文化・スポーツ相談指針
福祉	厚生労働省 福祉相談窓口	福祉相談指針
	厚生労働省 福祉相談窓口	福祉相談指針

～ご清聴ありがとうございました～

みなさんは、虐待を発見しやすい立場です

- 障害者虐待防止法は、犯人を捜すことが目的ではありません。
虐待行為が軽微な段階で適切に通報することができれば、利用者の被害は最小限で留めることができます。
虐待行為を行った職員もやり直しの道が残されます。施設や法人の行政処分や損害賠償責任も大きなものにならないで済む可能性があります。
- 「虐待者＝悪」として見るのではなく、「虐待の背景に何があるのか」に視点をおき、対応することを心がけています。虐待者自身が1人で思い悩んでいるかもしれません。何らかの支援を必要としている場合も少なくありません。施設・事業所全体が疲弊している場合も少なくありません。
- 1人で悩んだり、判断したりせず、まずはご相談ください。